

「介護職員処遇改善支援補助金」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の支払について

当会では、京都府が実施する標記事業のうち、京都府に計画書を提出した介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス施設・事業所等に対し、介護給付費等及び障害福祉サービス費等の給付実績（過誤調整分を含む）を基にしたサービス種類ごとの交付額の算出と事業所・施設等への補助金及び交付金の支払を行います。

この事業の詳細につきましては、京都府のホームページをご確認ください。

京都府ホームページ

介護職員処遇改善支援補助金（介護サービス事業所・施設）

<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/syoguukaizenn.html>

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（障害福祉サービス施設・事業所等）

<https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/syogukaizen.html>

(1) 対象となるサービス提供期間

令和4年2月サービス提供分から9月サービス提供分まで

(2) 当会からの支払期間

月遅れ請求や過誤調整を考慮し、令和4年6月から令和5年1月まで支払を行います。

(3) 支払日程

介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス施設・事業所等 共通

審査月	支払予定日
令和4年5月（※1）	令和4年6月29日(水)
令和4年6月	令和4年7月28日(木)
令和4年7月	令和4年8月30日(火)
令和4年8月	令和4年9月29日(木)
令和4年9月	令和4年10月28日(金)

令和4年10月	令和4年11月29日(火)
令和4年11月(※2)	令和4年12月27日(火)
令和4年12月(※2)	令和5年1月30日(月)

※1 初月は5月審査までに請求された令和4年2月～4月サービス提供分が対象となります。

※2 該当の審査月における月遅れ請求や過誤処理を行った令和4年2月～9月サービス提供分が対象となります。

(4) 当会からの振込について

- ① 振込口座は、介護給付費等及び障害福祉サービス費等の振込先として指定された口座と同一の口座となります。
- ② 事業所によっては、当会ではなく京都府からの振込となります。京都府からの振込日は、当会の振込日と異なる可能性がありますのでご注意ください。

(5) 支払額通知書、支払通知書について

① 介護サービス事業所・施設

介護職員処遇改善支援補助金の振込について、介護給付費等とは別に、「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書」を伝送または郵送します。

介護給付費等を伝送で請求している事業所・施設には、伝送で送信します。(電子請求受付システムで代理人の設定をされている場合は、代理人宛に送信)

介護給付費等を電子媒体や紙で請求されている事業所・施設には郵送します。

④ 障害福祉サービス施設・事業所

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の振込について、障害福祉サービス費等とは別に、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払通知書」「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払内訳書」を伝送にて送信します。(電子請求受付システムで代理人の設定をされている場合は、代理人宛に送信)

【お問合せ先】

支払通知書、振込に関すること

○京都府国民健康保険団体連合会

・電話番号 075-354-9083

• 受付時間 平日 9:00~17:00

※専用ダイヤルのため、通常の介護報酬や障害福祉サービス報酬に関するお問合せは
075-354-9050 にお掛けください。

計画書に関すること

○京都府介護・福祉職員処遇改善支援センター

• 電話番号 075-708-7292

• 受付時間 平日 9:00~17:00